※かかりつけ医の皆さまへ
感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、
当園では下記の感染症について意見書の記載をお願いしております。

意見書(医師記入)

保育園　施設長殿

園児氏名

年　月　日　生

(病名)(該当疾患に☑をお願いいたします)

	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過してから
□	風しん	発しんが消失してから
□	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)してから
□	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、 かつ全身状態が良好になるまで
□	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
□	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消えて2日経過してから
□	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
□	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療を終了するまで
□	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ抗菌薬投与を受けていた場合には、 最終抗菌薬投与から48時間をあけて連続2回の検便によって、 いずれも菌陰性が確認されたもの
□	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
□	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められるまで

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年　月　日から登園可能と判断します。

年　月　日

医療機関名

医師名　印

※保護者の皆さまへ 症状が回復し登園を再開する際には、この意見書を提出してください。